

11月の税務カレンダー

個人事業税 第2期
国民健康保険税 第3期
長崎市ホームページより



インボイス制度（適格請求書等保存方式）を理解していこう

今回は、2023年10月1日に導入が予定されているインボイス制度について触れていきたいと思います。
インボイス制度とは、仕入税額控除の適用を受けるための仕組みです。
仕入税額控除を簡単に説明すると次のようになります。

$$\text{納税消費税額} = \text{売上でもらった消費税額} - \text{仕入等経費で払った消費税額}$$

仕入税額控除

インボイス制度に沿って仕入税額控除を受けるには適格請求書（インボイス）等の保存が必要になります。
適格請求書とは次の①～⑥すべての事項が記載されている必要があります。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象項目である旨）
- ④適用税率と税率ごとの請求額
- ⑤税率ごとの消費税額
- ⑥請求書を受け取る事業者の氏名や名称

(株)〇〇御中 ⑥ 請求書			
②		××年 11 月分	
11/1	牛肉 ※		5,400 円
11/2	小麦粉 ※		2,160 円
⋮			⋮
11/30	ビール		6,600 円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200 円
(10%対象 40,000 円)			うち消費税 7,200 円
(8%対象 40,000 円)		⑤	消費税 4,000 円)
			消費税 3,200 円)
④		①	△△(株)
			登録番号 T1234567890123

コンビニ・スーパー等の小売業や、タクシーなど不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合には、適格請求書に代えて「**適格簡易請求書**」を交付することが認められています。
適格簡易請求書とは、⑥がないいわゆるレシート等が該当します。

適格請求書・適格簡易請求書を発行するには、①に記載が求められている登録番号を発行してもらう登録事業者となる必要があります。
又、登録事業者になるには消費税の課税事業者となり消費税の申告をする必要があります。
2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として2023年10月1日までに登録申請書を提出する必要があります。
登録申請書の受付は、**2021年10月1日より開始しています。**

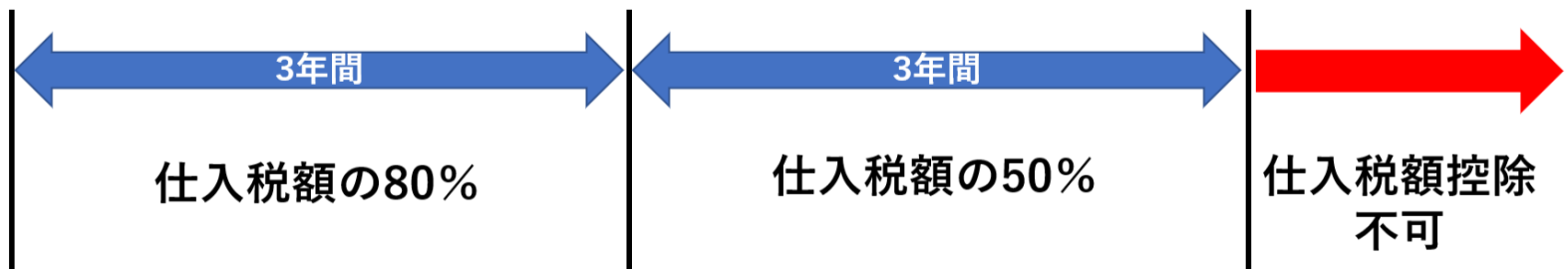
●免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

上記で説明しました適格請求書・適格簡易請求書等を発行できない免税事業者からの請求書・レシート等は仕入税額控除に使用できません。
そのため免税事業者からの課税仕入れに関して一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられます。

令和5（2023）年10月1日
インボイス制度開始

令和8（2026）年
9月30日 10月1日

令和11（2029）年
9月30日 10月1日



<第二次岸田内閣発足！>

衆議院選挙も終わり、11月10日第二次岸田内閣が発足します。岸田内閣が、コロナ対策や「新しい資本主義」の推進や「成長と分配の好循環」を訴えているが、どのような政策が遂行されていくか？
新型コロナウイルス感染拡大対応を盛り込んだ全体像を12日提示するとのこと。また、30兆円を超える歳出規模を見込む経済対策を19日まとめるとの報道がなされています。
12月には臨時国会を開き、経済対策の裏付けとなる2021年度補正予算を審議し、成立を目指しているとのこと。
年内に22年度予算案を編成し、来年度の通常国会に提出する見通しとのこと。
コロナ禍で疲弊した中小企業等への予算配分がどのようになされるのか、重大な関心を寄せたいと思います。